

宮崎市駐車場整備計画

■計画対象駐車場整備地区の名称

宮崎広域都市計画駐車場整備地区

■計画対象駐車場整備地区の位置・範囲及び面積

位 置 : 中心市街地周辺部

南宮崎駅周辺部

範 囲 : 図に示すとおり

面 積 : 245ha

目 次

1. 路外駐車場の整備に関する基本方針	2
2. 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量	6
3. 目標量を達成するために必要な路外駐車場の整備に関する施策	8

平成17年4月

宮 崎 市

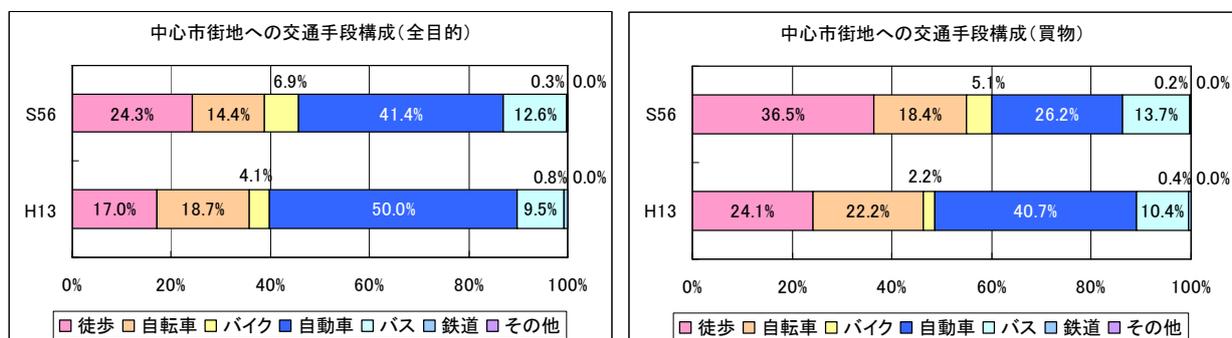
はじめに

宮崎市は、中心市街地が核となり、都市基盤整備の進行とともに市街地を拡大しつつ、まとまった市街地を形成してきた。中心市街地においては区画整理事業等による都市基盤整備が計画的に実施されてきており、また、橘通り、中村地区においては商業活動の中核としてまとまりのある商業地が形成されてきている。しかしながら、近年の社会情勢の変化により、中心市街地においては、人口減少や空地・空き店舗等の増加による空洞化が生じており、空地のほとんどが駐車場等に利用されている状況である。

「第三次宮崎市総合計画」「宮崎市都市計画マスタープラン」では、中心市街地において進行する空洞化に対して、既成市街地の再構築や中心市街地活性化に取り組み、快適・便利な居住環境の形成、交通利便性の向上を図り、都心部としての魅力を高めることとしている。

また、「宮崎市中心市街地活性化基本計画」においては、市街地の整備改善・商業等の活性化を一体的に進めるために「使いやすく」「分かりやすく」「まとまった規模」での駐車場整備を行い、駐車場の利便性向上を図ることとしている。

しかしながら、平成13年のパーソントリップ調査結果では、中心市街地への交通手段(全目的)として約50%が自動車を利用、目的別では買物目的の約40%が自動車を利用しており、昭和56年と比較すると約1.5倍に増加している。この様に自動車交通量の増大は駐車需要の増加を招き、これに対応する駐車場の対策が求められている。このため、駐車場施策に関するマスタープランとなる「宮崎市駐車場整備計画」を策定し、既存駐車場の有効活用を始めとする各施策を実施し、効率的・効果的な駐車場施策に取り組むものである。



1. 路外駐車場の整備に関する基本方針

(1) 現況・将来の駐車場問題

① 駐車場施策の状況

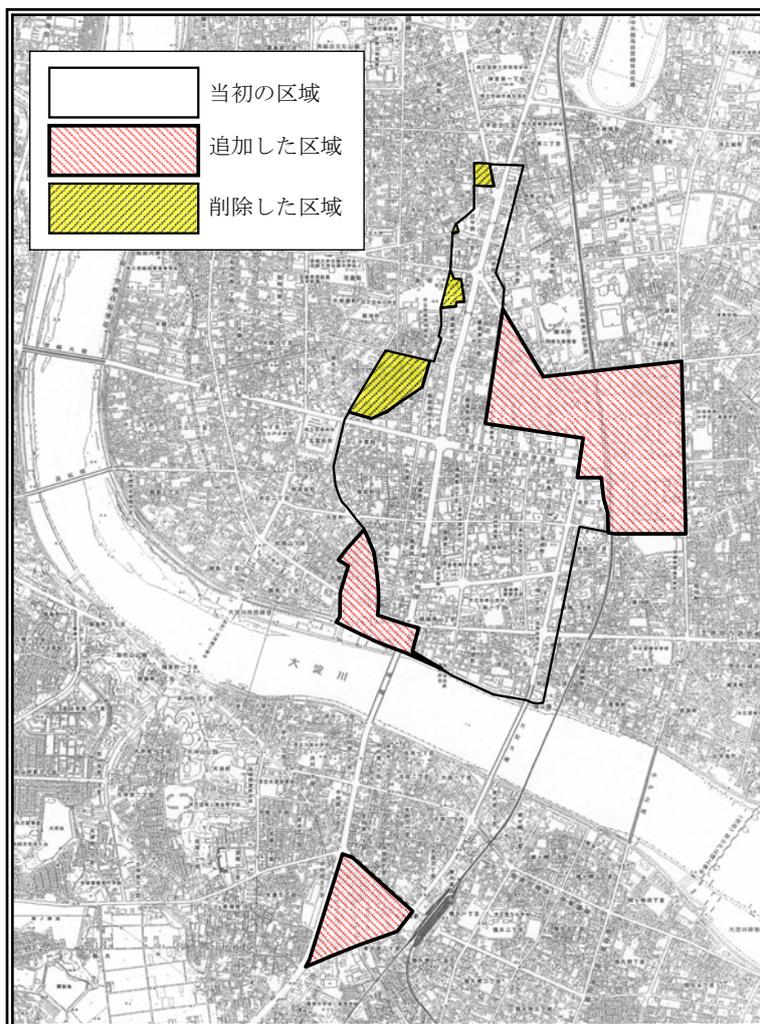
宮崎市では、昭和 46 年に中心市街地周辺の 173ha の区域を駐車場整備地区に指定している。

昭和 47 年には、一定規模以上の建築物に駐車施設の附置を義務づける「宮崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(昭和 58 年一部改正)を制定し、駐車場整備地区や商業地域、近隣商業地域、周辺地区や自動車交通輻輳地区を対象に附置義務駐車場の確保を図ってきた。

また、平成 10 年には「宮崎市迷惑駐車防止に関する条例」(平成 14 年一部改正)を制定し、迷惑駐車防止重点区域において取り締まりの強化や迷惑駐車防止啓発員による呼びかけなどを行っている。

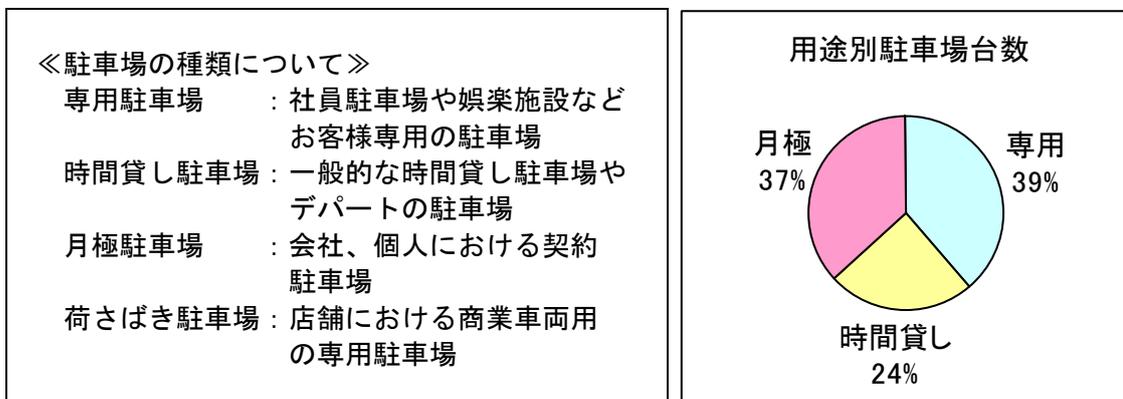
さらに、平成 17 年度には、近年の車社会の進展に伴う交通混雑や土地利用の変化に対応するために駐車場整備地区の見直しを行い、宮崎駅周辺地区、市役所周辺地区、南宮崎駅周辺地区の追加や、一部区域の削除を行い、245ha に変更した。

【 駐車場整備地区 変更の概要 】



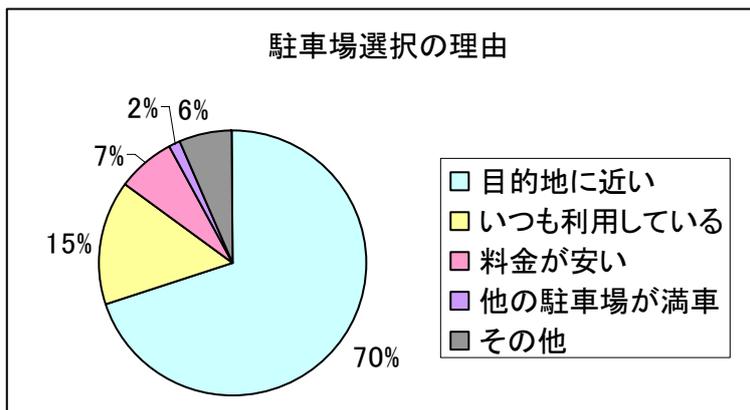
② 駐車場施設の現況

駐車場整備地区(245ha)を包含する区域における駐車場の分布状況は、10台以上の駐車場が約1,030箇所、約34,000台存在する。この中で専用駐車場は約410箇所で約13,200台(39%)、時間貸し駐車場は約120箇所で約8,200台(24%)、月極駐車場は約500箇所で約12,600台(37%)となっている。



③ 駐車場利用者特性と経営者の意向

駐車場利用者が駐車場を選択する際の特性としては、目的地に近いことが最も重要視されており、そのほか安価な料金制度や割引制度があること、探しやすい比較的大規模な駐車場であること、駐車しやすいことなどとなっている。このため、目的地に近く、比較的大規模で駐車しやすい平面駐車場が多く選択され、小規模な駐車場や立体駐車場は比較的选择されにくい。なお、買物目的で自動車を利用した人の約60%は路外の無料駐車場を利用している。また、障害者団体からは、障害者用スペースの確保が望まれている。



違法路上駐車については、その大半が短時間の駐車であることから、ドライバーは目的地近くに安価な駐車場整備を望む意見が多い。また、違法駐車取締りが強化されれば目的地近くの駐車場を利用するとの意見もあるが、荷さばき車両については、目的地近くに安価な駐車場が整備されても路上駐車を継続する意向がある。

駐車場経営者から見た駐車場利用者の傾向としては、商業地区においては、買物割引制度等を活用する短時間利用者が多く、業務地区においては、時間貸し駐車場であって

もその一部を月極駐車場として利用される傾向がある。また、経営状況については、近年の駐車場利用台数は減少傾向にあり、経営の安定化のためには中心市街地の活性化が必要であるとの意見がある。なお、電光掲示板等により駐車場の満空情報等を表示する駐車場案内システムの導入については、費用負担等の観点から慎重な姿勢である。

④ 駐車需給バランス

(a) 現況

現況における駐車場利用の実態や需給バランスを把握するために調査を実施した結果、時間貸し駐車場利用のピークは、平日が午後1時、休日が午後2時であり、需要は休日が多くなっている。これに対する時間貸し駐車場の供給量は、整備地区全体では需要を上回っており、不足は生じていないと判断できる。地区全体を町丁目ごとに分割したブロック別では、休日に供給不足となるブロックが数多く発生しているが、その多くで専用駐車場等にかかなりの余裕が生じている。一方、市街地中心部の商業集積地を含むブロックにおいては、時間貸し駐車場や専用駐車場等で不足が生じている。また、これらの地区では迷惑駐車防止重点区域以外の街路においても違法路上駐車が数多く発生しており、交通混雑の要因の一つとなっていると考えられる。

(b) 将来

将来（H32年）における駐車場整備の課題を抽出するために、現況の駐車場利用の実態や需給バランスを基に将来の需給バランスの推計を行った。推計の結果、整備地区全体での時間貸し駐車場のピーク時需要は、時間貸し駐車場の供給量を下回り余裕が生じる。またブロック別では、休日において時間貸し駐車場で供給不足となるブロックが多くなるが、現況と同様にその多くで専用駐車場等にかかなりの余裕が生じる結果となる。しかしながら、市街地中心部の商業集積地を含むブロックにおいては、現況と同様に時間貸し駐車場・専用駐車場等ともに不足が生じる結果となる。

(2) 駐車場整備の課題

将来の駐車需給バランスや利用特性等により、駐車場整備の課題として以下の項目が挙げられる。

- ① 車社会の進展(車への過度の依存)により市街地中心部で交通混雑が発生しており、商業機能の充実と併せた交通環境の整備が必要である。
- ② 市街地中心部の商業集積地を含むブロックでは、将来(休日)のピーク時に駐車場不足が生じているため、駐車場確保が必要である。
- ③ 時間貸し駐車場は不足するが、専用駐車場等に余裕があるブロックについては、専用駐車場等の時間貸しへの転用が必要である。
- ④ 目的地に近く、低料金で、駐車しやすく、まとまった規模の駐車場の機能を持たせる必要がある。
- ⑤ 駐車場の満空情報など駐車場に関する情報提供が必要である。
- ⑥ 障害者等が利用しやすい駐車場のバリアフリー化が必要である。

(3) 駐車場整備の基本方針

駐車場整備地区内において安全で円滑な道路交通を確保し、また、中心市街地の活性化(魅力向上)の観点からも、総合的かつ計画的な駐車場整備が必要となる。このため、以下のとおり駐車場整備の基本方針を定める。

駐車場整備の基本方針

① 中心市街地活性化(魅力向上)の観点からの駐車環境の整備

- ・ 市街地中心部に集中する駐車需要に対応した駐車容量の確保
- ・ 円滑な駐車場案内による中心市街地の混雑緩和対策

② 公共・民間の適切な役割分担による駐車場整備

- ・ 民間の駐車場整備の推移を考慮したうえでの適切な公共・民間の分担
- ・ 民間が整備する駐車場に対しては各種助成制度等の活用による整備促進の支援
- ・ 専用駐車場等については、民間での整備促進

③ 駐車施設の計画的な整備促進

- ・ 基幹となる駐車場をベースとした計画的な整備
- ・ 利用者の回遊性・宮崎特有の都市景観に配慮した計画的な駐車場整備
- ・ 利用者のニーズを考慮した計画的な駐車場整備

④ 既存駐車場の有効活用

- ・ 利用者の回遊性・宮崎特有の都市景観に配慮した既存駐車場の有効活用
- ・ 利用者のニーズを考慮した既存駐車場の有効活用

2. 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

(1) 目標年次

宮崎市駐車場整備計画は、上位計画である宮崎都市圏総合都市交通計画との整合を図り、目標年次を平成 32 年（2020 年）とする。

(2) 目標量の考え方

駐車場整備目標量は、時間貸し駐車場の需要が多い休日で予測を行い、そのブロック総計において需給不足が生じた台数とする。

なお、時間貸し駐車場が不足するが、専用・月極駐車場に余裕があるブロックについては、時間貸しへの転用・併用を積極的に促進する。

整備にあたっては、公共と民間の適切な役割分担により進める。

【公共と民間の駐車場整備の役割分担についての基本的な考え方】

- 公共 … 民間による駐車場整備・既存駐車場の有効活用等への支援
民間駐車場の供給量の不足を補うための公共駐車場の整備
- 民間 … 駐車需要が多い地区における駐車場の整備

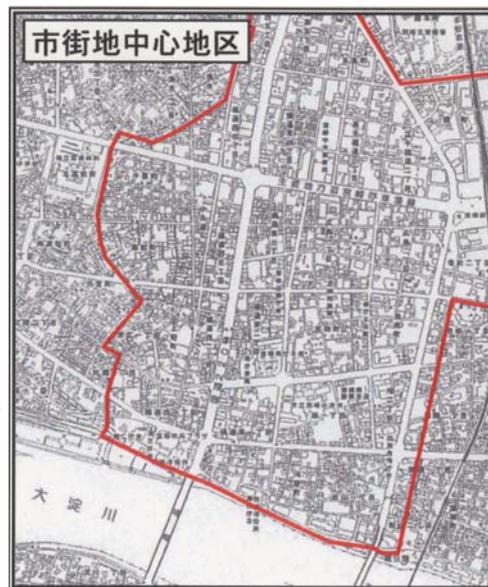
(3) 目標量

将来の需給バランスや周辺開発等の状況により、今後基幹となる駐車場の整備が必要と考えられる地区及び目標量は以下のとおりとする。

①市街地中心地区

中心市街地活性化基本計画に盛り込まれた事業展開を考慮したうえで将来の需給バランスを予測し、併せて駐車場利用者の移動距離等利便性を踏まえ、市街地中心部の橘通西 3 丁目、中央通、橘通東 3 丁目ブロックの計で供給不足が生じた約 1,000 台を整備目標とする。なお、整備にあたっては、公共・民間の適切な役割分担により行う。

また、その他のブロックについては、専用・月極駐車場に余裕があるため、時間貸し駐車場への転用・併用を促進する。



②宮崎駅周辺地区

現時点では駐車需要は低いものの、区画整理事業等が完了したことにより、今後駐車需要が増加することが予測される。

このため、当該地区については、周辺の開発状況等を踏まえ、駐車需要に対する民間駐車場整備の支援を行うとともに、民間駐車場の供給量では対応できない分に対しては公共駐車場の整備を検討する。



③南宮崎駅周辺地区

将来の需給バランスを推計した結果、時間貸し駐車場の不足が生じるものの、専用駐車場等に余剰があることから、ブロック合計では駐車場不足は生じない。

このため当該地区については、当面既存駐車場の有効活用を図ることで供給不足の緩和を促進する。また、今後の周辺開発の状況を踏まえ駐車場整備の必要性が生じた段階で民間への支援を図りながら駐車場の計画を検討する。



3. 目標量を達成するために必要な路外駐車場の整備に関する施策

(1) 公共による整備推進・既存駐車場有効活用に関する施策

①都市計画駐車場の整備の推進

中心市街地においては、高次商業・業務、情報、交流等の様々な機能を備えた施設の集積や都市空間の有効・高度利用、及び良好な景観形成に努める必要がある。また、快適な都心の居住環境の形成や交通利便性の向上を図り、都心部としての魅力を高める必要から特に公共性が高く、かつ恒久的な駐車施設については、計画的な配置方針に基づき都市計画に定め整備を推進する。

なお、整備にあたっては、市街地開発事業等との一体的整備についても検討を行う。

②公用駐車場の休日開放

市役所や県庁等の官公庁駐車場の有効利用策としての休日開放について検討を行う。検討にあたっては、施設から離れた場所に駐車場があってもあまり利用しないという駐車場利用者の特性を踏まえ、商業施設等との距離、中心市街地内の歩行者回遊性の状況を考慮しながら検討を行う。

③情報端末機器等を活用した駐車場案内

時間貸し駐車場利用の平準化方策として、手軽で分かりやすいカーナビゲーションやインターネット、携帯電話といった情報端末機器等を利用すると共に、都市景観に配慮した駐車場情報案内システムの導入の可能性について検討を行う。

④駐車施設の附置義務制度の改正

現在の「宮崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」について見直しを検討する。なお、附置義務の強化により中心部への商業・業務施設等の新規立地を遠ざけてしまう可能性もあるため、一定規模以下の建物に対しては緩和策（一定割合の免除など）についても併せて検討を行う。

⑤駐車施設と目的地間の移動円滑化

駐車場利用者の特性として、駐車場から目的地までの移動距離やアクセス性が駐車場選択の大きな要因となっている。このため、市街地中心部等の目的地から距離を有している駐車場の有効活用を図るために、移動手段や回遊性に配慮し、レンタルサイクルの拡充や回遊バスの導入などの検討と共に、歩行経路等の環境整備についても検討を行う。

(2) 民間による整備促進・既存駐車場の有効活用に関する支援策

①駐車場の整備促進

民間による駐車場整備については、国等の自動車駐車場整備の補助制度、民間都市開発推進機構等の融資制度や「宮崎市商店街等共同施設設置補助制度」等の積極的な活用を促し、民間側での専用駐車場や時間貸し駐車場等の駐車場整備の促進を支援する。

②小規模駐車場の集約化

駐車場の効率的利用、利便性の向上や土地の高度利用を図るために、小規模な駐車場の集約化・共同化の促進を支援する。

③駐車環境及び駐車サービスの向上

駐車場周辺における回遊性を高め、中心市街地の“にぎわい”を増やすために駐車場利用者の特性を踏まえた誘導等の環境整備について検討を促す。また、買い物客への駐車サービスとして、大規模小売店舗による特約駐車券サービスと商店街による共通駐車券サービスについても、利便性向上を目的としたサービスの一体化(共有化)と参加商店街の拡充等について検討を促す。

路上駐車防止対策として、短時間駐車に対応した料金システム(利用料金の低減化)への見直しや、公共と民間による有機的な連携での料金システムの検討を促す。

④専用駐車場・月極駐車場の有効利用

平日利用が主である事業所付属の専用駐車場や、通勤者用の月極駐車場等の有効利用策として、休日の時間貸し駐車場への転換についての検討を促す。ただし、駐車場利用者の特性として施設から離れた場所に駐車場があってもあまり利用しないという傾向があるため、商業施設等との距離、中心市街地内における歩行者の回遊性を踏まえた駐車場の検討を促す。

(3) その他 配慮すべき事項

①駐車場のバリアフリー化

「宮崎市移動円滑化基本構想」等において“駐車場のバリアフリー”を推進するとされており、これに基づいた駐車場整備を推進する。



②景観への配慮

「宮崎市都市景観基本計画」に基づき周辺の建築物の意匠や形態と調和を図るなど、街並みの連続性や雰囲気形成に配慮した駐車場整備を推進する。



③駐車場の緑化

「宮崎市緑の基本計画」に基づき駐車場内の生垣や壁面緑化を推進する。

④迷惑駐車対策

迷惑駐車防止重点区域について、必要に応じてその拡大や取り締まりの強化、迷惑駐車防止啓発員による呼びかけの強化などについて検討を行い、路上駐車の排除への取り組みを推進する。

⑤荷さばき停車帯等の設置検討

市街地中心部の商業・業務地区内では、貨物車の荷さばきによる違法駐車が多い区間があることから、道路交通の円滑化を図るために共同荷さばき場や荷さばき停車帯等の導入の可能性について検討を行う。

⑥タクシー待機場の設置検討

路上客待ちタクシーの駐車による交通混雑の緩和を図るために、時間貸し駐車場や店舗等における駐車場の空きスペースを活用したタクシー待機場の設置も有効であることから、関係機関との調整を図り設置の検討を促す。なお、タクシー待機場を設置することで、防犯面での効果も期待できる。



⑦イベント時における臨時駐車場の確保

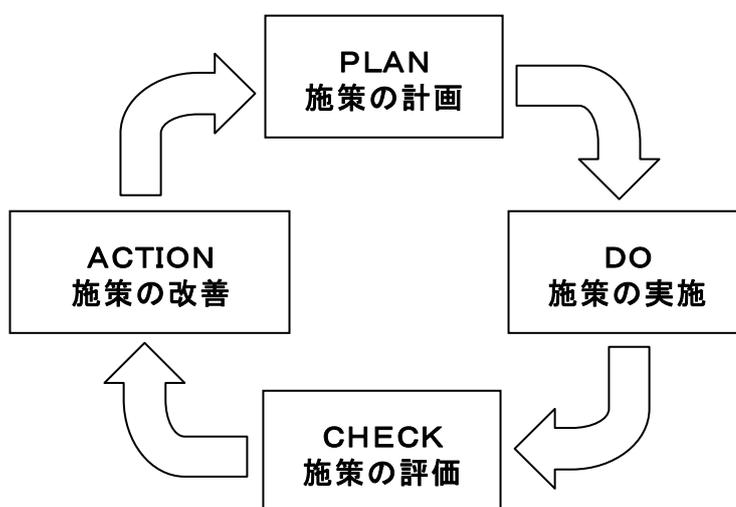
市街地中心部の商店街等で大規模なイベントを行う場合には、臨時駐車場の設置やシャトルバス・回遊バス等の運行による交通円滑化方策の検討を行う。

基本的には主催者側の検討となるが、公用駐車場の開放等、公共側の対応についても検討を行っていく。

⑧フォローアップの実施

上記施策の実効性を高めるために、各施策の進捗管理を行い、1年毎程度の定期的なフォローアップを実施する。また、必要に応じて整備計画の見直しを実施する。

【 各施策の実施に関する継続的な取り組みの考え方 】



宮崎市駐車場整備計画 位置(区域)図

